

2019年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

<注意事項>

「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 29 年法律第 45 号）による改正後の法律（改正法）に基づいて解答する場合には、答案の冒頭に「改正法による」旨を明記し、現行法に基づいて解答する場合には、答案の冒頭に「現行法による」旨を明記すること。なお、改正法に基づいて解答する場合には、以下の事案の全てについて改正法の規律が妥当するものとして解答すること。

以下の【事実】（1）から（4）を前提として、下記の [問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、[問 1] と [問 2] とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

【事実】

（1）2018 年 5 月 1 日、A は、岡山市北区に土地（以下、「甲土地」とする）を所有しており、不動産登記簿上も A を所有者とする登記が行われていた。

（2）同日、甲土地について、A を売主、B を買主、代金を 1000 万円とする売買契約（以下、「本件売買契約①」とする）が、AB 間で締結された。同日、本件売買契約①に基づいて、B が A に 1000 万円を支払った。

（3）同年 6 月 1 日、甲土地について、A を売主、C を買主、代金を 1200 万円とする売買契約（以下、「本件売買契約②」とする）が、AC 間で締結された。同日、本件売買契約②に基づいて、C が A に 1200 万円を支払った。

（4）同年 8 月 1 日、甲土地について、C を売主、D を買主、代金を 1500 万円とする売買契約（以下、「本件売買契約③」とする）が、CD 間で締結された。同日、本件売買契約③に基づいて、D が C に 1500 万円を支払った。

[問 1]

現在（2018 年 9 月 1 日）、D は A に対して、甲土地の明け渡しを求めたいと考えている。この請求の根拠を明らかにし、その当否を論じなさい。なお、現在、甲土地は A が直接占有しており、甲土地について、A を所有者とする登記が行われているものとする。

《次頁に続く》

[問2]

本件売買契約②は、AがEに騙されて、甲土地の売却に応じる旨の意思表示をした結果として締結されたものであり、そのことを本件売買契約②締結時に、Cは知っていたものとする。Aは、本件売買契約②をなかつたことにしたいと考えている。本件売買契約②をなかつたことにするためにAが単独で（Cの承諾を得ることなく）行うことができる行為は、どのようなものであるのかを明らかにした上で、Aが、そのような行為を2018年8月30日に行った場合の、現在（同年9月1日）における、甲土地をめぐるAとDの法律関係を説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 **【事実】**を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事実】

X（買主）が、Y（売主）を被告として、200 万円の売買代金債務（以下、当該債務に照応する債権を「Y X 債権」という）が存在しないことの確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。

[問 1]

本訴の裁判所は「Y X 債権の金額は 200 万円ではなく、300 万円であり、その全額が既に支払い済みである」という心証に達した。

本訴の裁判所がすべき判決とその判決が確定した場合に生じる既判力の内容を説明しなさい。なお、本訴に係る訴訟要件は備わっているものとする。

[問 2]

本訴の係属中に、Y が、X に対して、Y X 債権のうち 100 万円分の支払いを求める反訴を提起した。X の本訴は、どのように処理されるべきであるか。論拠を示して説明しなさい。なお、反訴の適法要件（民訴 146 条）は備わっているものとする。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**
【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 下記の（1）および（2）に簡潔に解答しなさい。

（1）取締役会設置会社において、①株式併合及び②株式分割の決定権限を有する機関は何か、それぞれの根拠条文とその立法理由とともに、簡潔に解答しなさい。

（2）X株式会社の取締役会が代表取締役Yを解職しようとするとき、Yは、議決に加わることができるか。簡潔に解答しなさい。

〔問2〕

公開会社でない株式会社であるY株式会社は、発行可能株式総数2000株、発行済株式総数1000株の取締役会設置会社である。Y社取締役会は、株主総会の決議を経ることなく、平成30年2月20日を払込期日とするA（Y社株主ではない）に対する200株の新株発行を決議し、同日Y社代表取締役は、払込を了したAに200株のY社株式を発行した。同年9月1日にY社株主のXは、Aに対する新株発行の無効の訴えを提起した。Xの訴えは認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

<民法>

〔問1〕不動産が二重売買された場合における、第二買主からの転得者と売主の前主との法律関係を問うものである。

〔問2〕第三者の詐欺による意思表示をした者と取消前の第三者の法律関係を問うものである。

<民訴法>

〔問1〕

債務不存在確認訴訟の訴訟物と民訴法 246 条についての理解を問う問題である。

〔問2〕

確認の利益と反訴の関係についての理解を問う問題である。

<商法>

〔問1〕は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や判例の正確な理解を問う問題である。

〔問2〕は、非公開会社の株主総会決議を欠く新株発行が、無効の訴えの無効事由となるかを問う問題である。最判平成 24 年 4 月 24 日民集 66 卷 6 号 2908 頁の判示内容を踏まえた解答が期待される。